



中小企業の「事業承継」問題にどう取り組む？



みやもと・ゆうじ
1959年東京都生まれ。82年中央大学法学部法律学科卒業、1990年税理士登録、税理士宮本雄司事務所開設、2004年法務省より保護司を委嘱される、08年登録政治資金監査人、13年経営革新等支援機関。現在、東京税理士会理事、東京税理士政治連盟副会長、日本税理士会連合会評議員を務める。

日本の産業界の裾野を支える中小企業の「事業承継」の課題解決と振興策とは？ 「頑張っている中小企業はある。その事業承継を手助けしていきたい」

「中小企業は経営者の高齢化で事業継承が喫緊の課題になっている」と警鐘を鳴らすのは東京税理士政治連盟副会長で税理士の宮本雄司氏。相続税や贈与税の納税猶予制度の更なる拡充などを訴えるなど、ドイツの例に倣った「大胆な税制改正が求められる」と提言する。来年度（平成30年）の税制改正に向けた動きが本格化する中、税理士が果たすべき役割とは何か。

東京税理士政治連盟の役割

—— 9月21日、宮本さんは東京税理士政治連盟（税政連）の副会長に就任しましたが、税政連の役割を聞かせてください。

宮本 税政連は東京税理士会の活動を補填し、税制及び税理士制度などの一層の充実・発展を図るための活動をしています。具体的には政党・政治関係者に対する税制改正の要望といった一般的な政治活動

のほかに、中小企業団体等との交流など、活動は多方面に渡っています。

なお、全国では税理士会の地域単位で、東京税政連をはじめとする15の税理士政治連盟が組織されていて、その連合体（全国組織）として日本税理士政治連盟を構成しています。

また、税政連で毎年行う国会議員などに対する陳情により、その要望の実現可能性が高まることがあります。税政連の最近の成果としては、平成29年度税制改正における、災害税制

に関する基本法の制定や所得控除を中心とした個人所得税の見直しがあります。

平成28年以前では、事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡略化、納税者による国税の不服申立制度の見直し等が日本税理士会連合会の建議及び税政連からの要望に沿って改正されているといった事例があります。

—— 税政連が担う使命は。
宮本 税政連は中小企業の「事業承継」の円滑化が目的の1つになります。

—— 日本にもそういった文化があるはずですね。

宮本 はい。中小企業は経営者の高齢化が進行しており、いわゆる事業承継をどうするかは喫緊の課題になっています。先述した税制改正に関する要望においても、事業承継を円滑に行えるための非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の更なる拡充を盛り込んでいます。

内容は、現行では贈与により事業承継をした場合のその非上場株式等のうち一定の部分に係る贈与税は、いくつかの要件があります。その税額の全額が免除されるのに対し、相続により事業承継した場合の非上場株式等のうち一定の部分に係る相続税は、その株式の課税価格の80%に対応する部分のみが免除の対象となっています。相続税の場合も全額を免除することを検討すべきであると提起しています。

—— 中小企業の景気についてどのように映っていますか。

宮本 私の顧問先の多い東

日本の会社の9割は中小企業です。それだけ日本の産業界を支えているのが中小企業と言えます。今、世代交代を迎えています。その際には事業承継が非常に大切になってきます。

例えば、ドイツでは中小企業と同族株式の相続に関して純資産30億円までは非課税になっています。それはドイツの中に「中小企業はドイツの文化だ」という感覚があるからです。だからこそ、歴史ある企業が職人と共に生き残り続けるのです。

京・駒形の中小企業を含め、取り巻く現状は厳しい部分が多いと思います。

一方で好業績の上場企業の恩恵を受けられる中小企業や特定の分野での好景気に影響を受けて業績を回復させている中小企業も存在しています。

中小企業の景気と今後

—— 具体的にはどのような企業が業績を上げていますか。

宮本 私の顧問先を例にしますと、ペットボトルなどのリサイクル等を請け負う企業があるのですが、大手飲料メーカーとの結び付きが強く、とても安定した業績を残しています。自前の工場も持っており、回収したペットボトルをその工場内で粉砕し、処理後の廃プラスチックを中国へ輸出するルートを企業努力で構築しています。

ただ近年、粉砕処理されただけの廃プラスチックの持ち込みは地球環境上問題であるとして、中国では輸入規制の動きがあるようです。それに対してこ



中小企業の「事業承継」問題にどう取り組む？

の企業では従来の粉砕処理から中国の環境基準に対応したプレス・洗浄処理等への移行のため新たな設備の導入を行いました。

また、自動車関連でパンフレットやポスター等の制作を手掛けるデザイン会社も好業績を上げています。これも大手自動車メーカーとの強い結び付きがあることが大きいです。

ただ近年では、その大手自動車メーカーが別の大手自動車メーカーとの業務資本提携に合意したとのことで、これにより今後の業績にどう響いてくるかを大変心配している、とその企業の社長は話していました。

これらの2つの事例は国際情勢の変化や大手企業のダイナミックな動きに対しても、何とか対応して乗り切って行こうと頑張っている中小企業の例だと思います。これら以外にも厳しい環境の中、頑張っている中小企業はたくさんあります。

—— そういった業績の良い中小企業であっても、やがて事業発表されます。それよりもっと以前の段階で日本税理士会連合会から関係官庁に税務に関する建議書が毎年提出されています。

税理士法49条11には「税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる」旨が規定されています。

税の専門家である我々税理士が税制改正について意見を述べることは社会的使命です。その意見を述べる機会として、日本税理士会連合会は財務省に対して東京税理士政治連盟は政治家に対して要望をしています。

—— 来年に向けてどんな内容の要望を出されたのですか。
宮本 今年特に重要と位置付けている要望項目としましては、まず「消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持」です。

業承継という大きな難題にぶつかることとなります。

宮本 そうです。先ほども申し上げました通り、経営者が高齢の場合、会社を継続していくためには優秀な次の経営者を見つけ、あるいは内部で育成し、引き継いでいかなければなりません。

この課題を克服できなければ、日本の経済は屋台骨から揺らいでしまいます。実際、この種の相談も増えてきています。

—— そういった事業承継については、税理士会はどのような取り組みをしているのですか。

宮本 税理士会としても積極的に取り組んでいます。例えば、北陸税理士会では今年4月に中小企業の事業承継を支援する会員専用のサイト「担い手探しナビ」を立ち上げました。このサイトでは事業を譲渡したい人と譲り受けたい人のマッチングの場を提供しています。

この担い手探しナビに掲載される情報は事業規模や売上高は、これら複数税率の運用が、その導入により減少する税収分の代替財源の確保が困難となること、適用対象品目の限定が困難となること、高所得者層の方が負担軽減効果が大いこと、事業者自らが顧客の意思を確認して軽減税率の対象となるかを判断しなければならぬなど事務負担の増大につながることを懸念しています。また、請求書保存方式の維持を主張するのも事務負担の増大につながるの趣旨によるものです。

次に「所得控除の抜本的な見直し」です。確定申告により所得税を計算する場合、所得金額から差引く所得控除には配偶者控除や扶養控除、医療費控除などがあります。こうした所得控除は憲法第25条の生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を侵害してはならない課税最低限を構成するものです。

したがって公平性の観点から所得の多寡や種類によって課税最低限は異なるものであつては

社員数などで社名は掲載されません。サイトを見て興味を持った税理士同士が掲示板でやり取りをするという仕組みです。

まだ立ち上がったばかりですので、どのような効果が出るかについては今しばらく見守る必要がありそうですが、現状、国内の中小零細企業の数は減少の一途を辿っています。

こうした課題に経済産業省も取り組んでいます。同省が設置した「事業引継ぎ支援センター」による中小企業のM&A（合併・仲介）成約実績は、12年度から17年度上期までの累計で1000件を突破しました。

16年度「中小企業白書」でも、ここ数年で中小企業者の数は約40万社減少しているというデータが公表されています。主な理由として倒産もありますが、後継者不足を理由に自主廃業をする企業が増えていることも決して無視できない状況なのです。

—— 中小企業のみならず、個人と個人事業主の育成を支援する税理士の役割も非常に重要

なりません。現在の所得控除方式は適用税率の高い高所得者には有利な制度となっており、全ての納税者が一定額まで同一の軽減効果が得られる税額控除及びゼロ税率方式（一定の課税所得まで税率をゼロとする方式）への見直しを提起しています。

3つ目が「医療費控除の見直しや年少扶養控除の復活」です。特に年少扶養控除については、平成22年度税制改正で子ども手当の創設に伴い廃止されたものですが、これが改組された児童手当には所得制限があり、全ての世帯に支給されるものではないため問題視しています。

4つ目は「中小法人の投資促進税制や所得拡大促進税制の見直しや継続」です。特に所得拡大促進税制は、このまま行くと平成30年3月で適用期限切れとなってしまうため、継続を求めています。中小企業・小規模事業者は地方創生に大きく貢献するもので、これらの事業者を巡る厳しい経済環境に十分に配慮したものであると言えます。

ですね。そのほかに、行っている取り組みについて聞かせてください。

宮本 日本税理士会連合会でも、全国の税理士会と連携し、「税務支援」事業に取り組んでいます。これは経済的理由により税理士に依頼できない小規模納税者等を対象として、無償または著しく低い報酬で税務相談等を行うものです。

毎年、全国の税理士が約180万人の納税者の相談に応じており、ボランティアとなる税理士の延べ従事数は約14万人に上っています。

「平成30年税制改正」に向けて

—— ところで、毎年の税制改正はやはり気になるところですが、既に来年に向けた動きが出てきているそうですね。

宮本 税制改正は最終的には国会でその法案が通過することで施行されますが、その前に与党内で詳細案がまとめられて毎年12月に「税制改正大綱」が

電子申告のメリット

—— 最後に、税務申告を行う際の電子申告を義務化するという動きがありますね。

宮本 はい。まだご存知ない方も多いかも知れませんが、資本金1億円超の大企業の法人税・消費税について国税電子申告・納税システム（e-Tax）の義務化が検討されています。

法人税に限って言いますと、2015年度の電子申告比率は全体では75・4%ですが、大企業に限ると52・1%に止まっています。その理由の1つは大企業では申告書に添付する書類の種類や枚数が膨大であり、そういった書類が全て電子申告に対応しているわけではないという点が挙げられます。

ただ、電子申告の一番のメリットは申告書提出義務の効率化と言えます。早ければ平成30年度税制改正項目の1つとなるかも知れませんが、大企業は対応を急ぐ必要がありますね。